

## 1. 製品及び会社情報

製品名	:棒はんだ:SD-15, SD-15A, SD-K15, SD-K15A, SD-150-S1 :糸はんだ:SD-25, SD-25A, SD-K25, SD-K25A		
会社名	:大洋電機産業株式会社	担当部門	:技術部
住所	:〒720-0092 広島県福山市山手町 2-16-8		
電話番号	:084-951-1512	FAX 番号	:084-951-9531
作成	:2000 年 11 月 19 日	改訂	:2017 年 9 月 29 日

## 2. 危険有害性の要約

<GHS 分類> ※分類対象外を除く

自己発熱性化学品	:分類できない
水反応可燃性化学品	:分類できない
金属腐食性物質	:分類できない
急性毒性(経口)	:分類できない
急性毒性(経皮)	:分類できない
急性毒性(吸入: 気体)	:区分外
急性毒性(吸入: 蒸気)	:分類できない
急性毒性(吸入: 粉塵、ミスト)	:分類できない
皮膚腐食性/刺激性	:分類できない
目に対する重篤な損傷・眼刺激性	:分類できない
呼吸器感作性	:分類できない
皮膚感作性	:分類できない
生殖細胞変異原性	:区分 2
発がん性	:区分 2
生殖毒性	:区分 1A
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)	:分類できない
特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)	:区分 1
吸引性呼吸器有害性	:分類できない
環境に対する有害性	
水環境急性有害性	:分類できない
水環境慢性有害性	:分類できない

<絵記号又はシンボル>



<注意喚起語>

- ・危険

<危険有害性情報>

- ・遺伝子性疾病のおそれ
- ・発がんのおそれ
- ・生殖能又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ
- ・長期または反復ばく露による臓器の障害

<注意書き>

### 【予防策】

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと
- ・粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

- ・取扱後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用する前に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・必要に応じて個人用保護具を使用すること。
- ・換気のよい場所で使用すること。

**【対応】**

- |                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| ・吸入した場合         | :空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 |
| ・皮膚(又は毛髪)に触れた場合 | :多量の水と石鹼であらうこと。                 |
| ・ばく露又はその懸念がある場合 | :医師の診断、手当てをうける。                 |
| ・気分が悪いとき        | :医師の診断、手当てをうける。                 |

**【保管】**

- ・容器にいれて保管すること。

**【廃棄】**

- ・国際、国、都道府県、市町村の規則に従って廃棄すること。

**3. 組成及び成分情報**

单一製品・混合物の区別 :混合物

化学名又は一般名 :はんだ

<濃度又は濃度範囲>

成分	含有量	化学式又は構造式	官報公示整理番号 (化審法)	CAS No.
錫	50%	Sn	対象外	7440-31-5
鉛	50%	Pb	対象外	7439-92-1

**4. 応急処置**

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 吸入した場合      | :被災者を直ちに新鮮な空気のある場所に移動させる。         |
| 皮膚に付着した場合   | :石鹼水でよく洗浄する。                      |
| 眼に入った場合     | :清浄な水で充分に洗眼し、その後必要に応じて医師の手当てを受ける。 |
| 飲み込んだ場合     | :直ちに吐出し、その後必要に応じて医師の手当てを受ける。      |
| 最も重要な兆候及び症状 | :知見なし                             |
| 応急処置をする者の保護 | :知見なし                             |

**5. 火災時の措置**

- |             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 消火剤         | :ドライケミカル、エアフォーム、二酸化炭素(水系は除く)         |
| 使ってはならない消火剤 | :水。金属が溶融しているときは注水厳禁。                 |
| 特有の消火方法     | :消火作業は可能な限り風上から行う。付近の着火源を速やかに取り除く。   |
| 消防を行う者の保護   | :消防時は風上に立ち、呼吸用保護具を着用してガスを吸入しないようにする。 |

**6. 漏出時の措置**

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

- ・回収作業は風上から行い、保護眼鏡、保護手袋、保護マスクなどを着用する。

環境に対する注意事項

- ・下水、及び公共水域に流出しないようにする。

回収、中和、封じ込め及び浄化の方法・機材:

- ・漏出物は冷却後、掃き取るか又は掃除機ですいとり、空容器等に回収する。
- ・回収物の処理は「13 廃棄上の注意」を参照。

## 二次災害の防止策

- 付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火材を準備する。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

## 【取り扱い】

- 技術的対策 : 素手で取り扱ってはならない。  
 局所排気・全体換気 : 屋内作業場における取り扱い場所では、局所排気装置を使用する。  
 安全取扱注意事項 : 保護眼鏡、保護手袋、保護マスク等を着用する。

## 【保管】

- 技術的対策 : 冷暗所に保管する。  
 保管条件 : 直射日光を避け、換気のよいなるべく涼しい場所に保管すること。  
 混触危険物質 : 高温条件、強酸・強酸化剤との接触

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	: 使用時は局所排気を行う。
管理濃度	: 設定されていない。
許容濃度	: ACGIH TWA 2009 年 (錫) 2 (鉛) 0.05 単位= mg/m <sup>3</sup> : 日本産業衛生学会 2009 年 (錫) --- (鉛) 0.1 単位= mg/m <sup>3</sup>

## 【保護具】

- 呼吸器の保護具 : 保護マスク  
 手の保護具 : 保護手袋  
 眼の保護具 : 保護眼鏡(ゴーグル型)  
 皮膚及び身体保護具 : 必要に応じて、作業衣、保護長靴、保護前掛けを使用する。  
 衛生対策 : 作業後、よく手を洗い、うがいをしてから喫煙、飲食をする。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色	: 金属線(SD-25 シリーズ) 金属棒(SD-15 シリーズ)
臭い	: 無し
PH	: データ無
融点・凝固点	: 183-215°C (金属融点)
可燃性	: 無し
沸点、初留点及び沸騰範囲	: データ無
引火点	: 無し
自然発火温度	: 無し
蒸気圧	: データ無
蒸気密度(空気=1)	: データ無
比重(密度)	: 8.9(20°C)
溶解度	: 水に不溶

## 10. 安定性及び反応性

安定性	: 常温では安定。
危険有害反応可能性	: 金属のため、強酸・強酸化剤と反応する。
避けるべき条件	: 高温条件、強酸・強酸化剤との接触。
混触危険物質	: 強酸・強酸化剤
危険有害な分解生成物	: 燃焼の際は、有害なヒュームやガスを放出することがある。(鉛)

## 11. 有害性情報

急性毒性	: 知見なし
皮膚腐食性・刺激性	: 知見なし
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: 知見なし

呼吸器感作性 又は皮膚感作性	:知見なし
生殖細胞変異原性	:鉛そのものに染色体異常 / 小核誘発作用があるとの記述がある。
発がん性	:発ガンのおそれの疑い(鉛)
生殖毒性	:鉛そのものに染色体異常 / 小核誘発作用があるとの記述がある。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	:知見なし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	:肺に障害のおそれ(錫) 標的臓器は造血系、中枢神経系、抹消神経系、心血管系及び免疫系と考えられる。(鉛)
吸引性呼吸器有害性	:知見なし

## 12. 環境影響情報

生態毒性	:知見なし
残留性/分解性	:知見なし
生態蓄積性	:知見なし
土壤中の移動性	:知見なし
他の有害影響	:知見の無い項目が多い為一般環境への廃棄は行わない。

## 13. 廃棄上の注意

都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物業者に委託する。 金属成分はリサイクル可能。
--

## 14. 輸送上の注意

【国際規制】	
Class 国連分類	:非該当
UN No.(国連番号)	:無
品名(国連輸送品名)	:無
容器等級	:無
海洋汚染物質	:非該当
【国内規制】	:適用法令参照
特別の安全対策	:運搬に際しては転倒、落下、破損、荷崩れの防止を確実に行う。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	:表示/通知対象物質 (施行令第 18 条の 2) 322 すず及びその化合物 :表示/通知対象物質 (施行令第 18 条の 2) 411 鉛及びその無機化合物 :鉛中毒予防規則第 1 条
大気汚染防止法	:施行令第 1 条(有害物質) 鉛及びその化合物
水質汚濁防止法	:施行令第 2 条(有害物質) 鉛及びその化合物
下水道法	:施行令第 9 条の 鉛及びその化合物
土壤汚染防止法	:施行令第 1 条の 19 鉛及びその化合物
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	:第 1 種指定化学物質 (第 304 号 : 鉛)
毒劇法	:非該当
欧州 RoHS 指令	:非対応 1000ppm を超える鉛を含有。

## 16. その他の情報

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供するものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解したうえで、活用されるようお願いします。記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、以上の情報は新しい知見により改訂されることがあります。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。本資料に含まれる特性値等は、代表値であり、品質保証値ではありません。
---